

特定非営利活動法人CHAr

定 款

平成25年5月13日変更（平成26年3月31日認証）版
令和3年6月18日変更（令和3年11月15日認証）版
令和5年6月15日変更（令和5年10月20日認証）版
令和7年9月4日変更申請 版

特定非営利活動法人CHAR 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人CHARという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、複雑化し不確実性が高まる現代社会において、新たな居住環境の構想と実装を通して、次世代に求められる持続可能な社会を創出していくことを目的とする。そのために、住宅ストックを含めた既存の住環境の再生および更新に関する事業を展開し、住まいの質の改善、コミュニティの醸成、都市空間の再編に寄与することを目指し、その実現のために多様な主体と協働するためのネットワークを構築していく。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ・ 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 (1) この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

1. 既存ストック再生手法および地域再生手法の開発・普及・コンサルティング事業
2. 生活困窮者・社会的弱者のための住まい及び地域社会の実現に関わる事業
3. 次世代居住環境の創造および既存ストック更新に向けた建築に関する研究・構想・実験および実践研究事業
4. 活動の社会的普及のためのリサーチ・講演・出版・展示・教育事業
5. その他の、この法人の目的を達成するために必要とする事業

(2) その他の事業

1. 建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業
2. 都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業
3. 建築工事の施工・請負業
4. 不動産の売買・賃貸・仲介（媒介）・管理及びそれに関連する損害保険の代理業
5. 中古品の売買、輸出入及び管理業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をも

って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決前に通知し、当該会員から申し出があった場合には、総会または理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に

は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他この定款に定める事業及び法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知を発信しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

について書面若しくは電磁的方法（所轄庁で定めるものを言う。）により表決し、

又

は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 入会金及び会費の額

(6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 資産の管理の方法

(8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から

1 4日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知を発信しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が他の理事を指名し、委任することができる。

(理事会の議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、インターネット会議による会議も有効とし、審議及び表決することができる。この場合、その時の記録を議事録に添付することとする。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者またはインターネット会議参加者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産^{、その他の事業に関する資産}の~~主~~種とする。

2

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計^{、その他の事業会計}の~~主~~種とする。

2

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出

することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の

追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、代表理事が行う。

(書類及び帳簿の備置き)

第57条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類ほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第12章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	連 勇太郎
副代表理事	川瀬 英嗣
理事	大島 芳彦
理事	土谷 貞雄
理事	天野 美紀
監事	林 賢司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

	入会金	年会費
正会員	1,000円	10,000円 (1口以上)
パートナー会員	10,000円	100,000円 (1口以上)

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人CHAr

1 事業実施の方針

主軸事業である「既存ストック再生手法の開発・普及事業」および「次世代居住環境想像および既存ストック更新に向けた建築に関する研究・構想・実験および実践研究事業」を連動させ、木造賃貸アパートをはじめとした築古物件や空き家の活用を様々な主体と協働しながら実現しつつ、新たに加わったその他の事業を構築し、今まで扱ってこなかったビルディングタイプの更新や実験的なプロジェクトの企画提案実現を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【37,877】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
既存ストック再生手法および地域再生手法の開発・普及・コンサルティング事業	・モクチンレシビ ・メンバーズおよびパートナーズ事業 ・モクチンスクールなど	常時	全国	6	不動産管理会社、物件オーナー	200人	20,000
生活困窮者・社会的弱者のための住まい及び地域社会の実現に関わる事業	・シニア向け住宅 ・地域連携事業	常時	全国	3	不動産管理会社、物件オーナー	5組	4,154
次世代居住環境の創造および既存ストック更新に向けた建築に関する研究・構想・実験および実践研究事業	・建築企画・設計・デザイン ・不動産企画・活用提案 上記に関わる調査・企画立案・コンサルティング	常時	全国	5	行政、NPO法人、不動産管理会社、物件オーナー	15組	9,723
活動の社会的普及のためのリサーチ・講演・出版・展示・教育事業	・リサーチ ・展示会出展 ・出版	随時	全国	3	行政、NPO法人、不動産管理会社、物件オーナー、民間企業	7組	3,000
その他の、この法人の目的を達成するために必要とする事業	・レクチャー、セミナー	随時	全国	3	行政、NPO法人、不動産管理会社、物件オーナー	5000人	1,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【6,684】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業	建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業	常時	全国	3	4,000

都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業	都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業	常時	全国	3	1,000
建築工事の施工・請負業	建築工事の施工・請負業	常時	全国	2	300
不動産の売買・賃貸・仲介（媒介）・管理及びそれに関連する損害保険の代理業	賃貸不動産の仲介企画、客付、広告	随時	全国	2	1,000
中古品の売買、輸出入及び管理業	・古道具や古材、素材のリユース	随時	全国	2	384

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人CHAr

1 事業実施の方針

主軸事業を引き続き、継続させながら、「生活困窮者・社会的弱者のための住まい及び地域社会の実現に関わる事業」やその他の事業での不動産関連事業やリユース事業など、関連する業務とのシナジーを作り出しながら目的達成を目指す。また、かねてより全国展開している「既存ストック再生手法および地域再生手法の開発・普及・コンサルティング事業」での一定の成果を達成したい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【47,020】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
既存ストック再生手法および地域再生手法の開発・普及・コンサルティング事業	・モクチンレシビ ・メンバーズおよびパートナーズ事業 ・モクチンスクールなど	常時	全国	6	不動産管理会社、物件オーナー	200人	20,000
生活困窮者・社会的弱者のための住まい及び地域社会の実現に関わる事業	・シニア向け住宅 ・地域循環事業	常時	全国	3	不動産管理会社、物件オーナー	5組	9,100
次世代居住環境の創造および既存ストック更新に向けた建築に関する研究・構想・実験および実践研究事業	・建築企画・設計・デザイン ・不動産企画・活用提案 上記に関わる調査・企画立案・コンサルティング	常時	全国	5	行政、NPO法人、不動産管理会社、物件オーナー	15組	11,000
活動の社会的普及のためのリサーチ・講演・出版・展示・教育事業	・リサーチ ・展示会出展 ・出版	随時	全国	3	行政、NPO法人、不動産管理会社、物件オーナー、民間企業	7組	6,000
その他の、この法人の目的を達成するために必要とする事業	・レクチャー、セミナー	随時	全国	3	行政、NPO法人、不動産管理会社、物件オーナー	5000人	920

(2) その他の事業 (事業費の総費用【8,297】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
-------------	------	----	----	-------	---------

建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業	建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業	常時	全国	3	4,297
都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業	都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業	常時	全国	3	1,000
建築工事の施工・請負業	建築工事の施工・請負業	常時	全国	2	500
不動産の売買・賃貸・仲介（媒介）・管理及びそれに関連する損害保険の代理業	賃貸不動産の仲介企画、客付、広告	随時	全国	2	2,000
中古品の売買、輸出入及び管理業	・古道具や古材、建材のリユース	随時	全国	2	500

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人CHAR

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		150,000		0	150,000
正会員受取会費	150,000		0		150,000
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0		0		0
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		0
4 事業収益		53,550,000		9,450,000	68,000,000
(1) 特定非営利活動に係る事業	53,550,000		9,450,000		63,000,000
既存ストック再生手法および地域再生手法の開発・普及・コンサルティング事業	13,860,000		-		
生活困窮者・社会的弱者のための住まい及び地域社会の実現に関わる事業	9,450,000		-		
次世代居住環境の創造および既存ストック更新に向けた建築に関する研究・構想・実験および実践研究事業	17,640,000		-		
活動の社会的普及のためのリサーチ・講演・出版・展示・教育事業	7,560,000		-		
その他の、この法人の目的を達成するために必要とする事業	5,040,000		-		
(2) その他の事業					
建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業	-		5,670,000		
都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業	-		1,890,000		
建築工事の施工・請負業	-		441,000		
不動産の売買・賃貸・仲介（媒介）・管理及びそれに関連する損害保険の代理業	-		945,000		
中古品の売買、輸出入及び管理業	-		504,000		
5 その他の収益		1,000		100	1,100
受取利息	1,000		100		1,100
経常収益計		53,701,000		9,450,100	63,151,100
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		20,267,400		3,576,600	23,844,000
給料手当	7,650,000		1,350,000		9,000,000
役員報酬	10,067,400		1,776,600		11,844,000
アルバイト・パートタイマー給料手当	1,700,000		300,000		2,000,000
福利厚生費	850,000		150,000		1,000,000
(2) その他経費		17,610,300		3,107,700	20,718,000

売上原価	336,600	59,400	396,000
研修費	168,300	29,700	198,000
外注費	8,262,000	1,458,000	9,720,000
広告宣伝費	1,683,000	297,000	1,980,000
交際費	252,450	44,550	297,000
会議費	168,300	29,700	198,000
旅費交通費	826,200	145,800	972,000
通信費	673,200	118,800	792,000
販売促進費	420,750	74,250	495,000
消耗品費	589,050	103,950	693,000
水道光熱費	76,500	13,500	90,000
新聞図書費	84,150	14,850	99,000
支払手数料	210,375	37,125	247,500
地代家賃	780,300	137,700	918,000
賃借料	198,900	35,100	234,000
保険料	99,450	17,550	117,000
租税公課	2,142,000	378,000	2,520,000
支払報酬	210,375	37,125	247,500
減価償却費	114,750	20,250	135,000
雑費	275,400	48,600	324,000
支払利息	38,250	6,750	45,000
事業費計	37,877,700	6,684,300	44,562,000
2 管理費			
(1) 人件費	2,360,450	416,550	2,777,000
給料手当	999,600	176,400	1,176,000
役員報酬	958,800	169,200	1,128,000
アルバイト・パートタイマー給料手当	215,050	37,950	253,000
福利厚生費	187,000	33,000	220,000
(2) その他経費	2,038,683	359,768	2,398,450
売上原価	130,900	23,100	154,000
研修費	18,700	3,300	22,000
外注費	1,020,000	180,000	1,200,000
広告宣伝費	93,500	16,500	110,000
交際費	18,700	3,300	22,000
会議費	9,350	1,650	11,000
旅費交通費	65,450	11,550	77,000
通信費	51,425	9,075	60,500
販売促進費	65,450	11,550	77,000
消耗品費	74,800	13,200	88,000
水道光熱費	19,635	3,465	23,100
新聞図書費	18,700	3,300	22,000
支払手数料	42,075	7,425	49,500
地代家賃	95,370	16,830	112,200
賃借料	24,310	4,290	28,600
保険料	12,155	2,145	14,300
租税公課	187,000	33,000	220,000
支払報酬	25,713	4,538	30,250
減価償却費	14,025	2,475	16,500
雑費	46,750	8,250	55,000
支払利息	4,675	825	5,500
管理費計	4,399,133	776,318	5,175,450
経常費用計	42,276,833	7,460,618	49,737,450

当期經常増減額【A】－【B】・・・①		11,424,168		1,989,483	13,413,650
【C】經常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
經常外収益計		0		0	0
【D】經常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
經常外費用計		0		0	0
当期經常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		1,989,483		-1,989,483	
税引前当期正味財産増減額①＋②＋③・・・④		13,413,651			13,413,651
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④－⑤＋⑥					13,413,651

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人CHAR

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		150,000		0	150,000
正会員受取会費	150,000		0		150,000
賛助会員受取会費					
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0		0		0
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		0
4 事業収益		57,800,000		10,200,000	68,000,000
(1) 特定非営利活動に係る事業	57,800,000		10,200,000		68,000,000
既存ストック再生手法および地域再生手法の開発・普及・コンサルティング事業	14,960,000		-		
生活困窮者・社会的弱者のための住まい及び地域社会の実現に関わる事業	10,200,000		-		
次世代居住環境の創造および既存ストック更新に向けた建築に関する研究・構想・実験および実践研究事業	19,040,000		-		
活動の社会的普及のためのリサーチ・講演・出版・展示・教育事業	8,160,000		-		
その他の、この法人の目的を達成するために必要とする事業	5,440,000		-		
(2) その他の事業					
建築に関する研究・調査・企画・設計・監理・コンサルティング事業	-		6,120,000		
都市計画・市街地開発・ランドスケープに関する企画・調査・設計・監理・コンサルティング事業	-		2,040,000		
建築工事の施工・請負業	-		476,000		
不動産の売買・賃貸・仲介（媒介）・管理及びそれに関連する損害保険の代理業	-		1,020,000		
中古品の売買、輸出入及び管理業	-		544,000		
5 その他の収益		1,000		100	1,100
受取利息	1,000		100		1,100
経常収益計		57,951,000		10,200,100	68,151,100
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		26,013,400		4,590,600	30,604,000
給料手当	11,900,000		2,100,000		14,000,000
役員報酬	11,138,400		1,965,600		13,104,000
アルバイト・パートタイマー給料手当	1,700,000		300,000		2,000,000
福利厚生費	1,275,000		225,000		1,500,000
(2) その他経費		21,006,900		3,707,100	24,714,000
売上原価	589,050		103,950		693,000
研修費	336,600		59,400		396,000
外注費	9,180,000		1,620,000		10,800,000
広告宣伝費	2,103,750		371,250		2,475,000

交際費	336,600	59,400	396,000
会議費	168,300	29,700	198,000
旅費交通費	826,200	145,800	972,000
通信費	841,500	148,500	990,000
販売促進費	757,350	133,650	891,000
消耗品費	925,650	163,350	1,089,000
水道光熱費	76,500	13,500	90,000
新聞図書費	252,450	44,550	297,000
支払手数料	210,375	37,125	247,500
地代家賃	780,300	137,700	918,000
賃借料	198,900	35,100	234,000
保険料	459,000	81,000	540,000
租税公課	2,142,000	378,000	2,520,000
支払報酬	210,375	37,125	247,500
減価償却費	114,750	20,250	135,000
雑費	459,000	81,000	540,000
支払利息	38,250	6,750	45,000
事業費計	47,020,300	8,297,700	55,318,000
2 管理費			
(1) 人件費	2,898,500	511,500	3,410,000
給料手当	1,122,000	198,000	1,320,000
役員報酬	1,122,000	198,000	1,320,000
アルバイト・パートタイマー給料手当	467,500	82,500	550,000
福利厚生費	187,000	33,000	220,000
(2) その他経費	2,103,198	371,153	2,474,350
売上原価	187,000	33,000	220,000
研修費	18,700	3,300	22,000
外注費	1,020,000	180,000	1,200,000
広告宣伝費	93,500	16,500	110,000
交際費	18,700	3,300	22,000
会議費	9,350	1,650	11,000
旅費交通費	84,150	14,850	99,000
通信費	51,425	9,075	60,500
販売促進費	46,750	8,250	55,000
消耗品費	84,150	14,850	99,000
水道光熱費	18,700	3,300	22,000
新聞図書費	28,050	4,950	33,000
支払手数料	23,375	4,125	27,500
地代家賃	95,370	16,830	112,200
賃借料	24,310	4,290	28,600
保険料	12,155	2,145	14,300
租税公課	187,000	33,000	220,000
支払報酬	25,713	4,538	30,250
減価償却費	14,025	2,475	16,500
雑費	56,100	9,900	66,000
支払利息	4,675	825	5,500
管理費計	5,001,698	882,653	5,884,350
経常費用計	52,021,998	9,180,353	61,202,350
当期経常増減額【A】－【B】・・・①	5,929,003	1,019,748	6,948,750
【C】経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			

経常外収益計		0		0	0
【D】経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		1,019,748		-1,019,748	
税引前当期正味財産増減額①＋②＋③・・・④		6,948,751			6,948,751
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④－⑤＋⑥					6,948,751